

議第151号

京都市野外活動施設京北山国の家条例を廃止する条例の制定について

京都市野外活動施設京北山国の家条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和4年9月21日提出

京都市長 門川大作

京都市野外活動施設京北山国の家条例を廃止する条例

京都市野外活動施設京北山国の家条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1教育関連施設の項中「、野外活動施設京北山国の家」を削る。

提案理由

京都市野外活動施設京北山国の家を廃止する必要があるので提案する。